

# 野田市耐震改修促進計画

野 田 市

平成20年3月

## 目 次

はじめに	
1 計画策定の趣旨	1
2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標	2
(1) 住宅・建築物の耐震化の必要性	
(2) 耐震化の現状	
① 既存建築物棟数	
② 耐震化の現状	
ア 住宅・特定建築物の現状	
イ 市有建築物	
(3) 耐震改修等の目標の設定	
(4) 市有建築物の耐震化	
3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策	5
(1) 基本的な取組方針	
(2) 支援策の概要	
(3) 安心して耐震改修できる環境整備	
(4) 地震時の建築物等の安全対策	
4 啓発及び知識の普及	6
(1) 地震ハザードマップ	
(2) 相談体制の整備・情報提供の充実	
(3) パンフレットの配布、相談会の開催等	
(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策	
(5) 家具の転倒防止策の推進	
(6) 自治会等との連携	
5 千葉県（特定行政庁）との連携	6
6 関係団体との連携	6
<b>【参考資料】</b>	
資料1 建築物の耐震改修の促進に関する法律(抜粋)	8
資料2 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(抜粋)	15
資料3 液状化危険度判定結果図・地震動予測結果図	20

## はじめに

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。この教訓を踏まえて、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」が制定されました。

本市においても、「野田市地域防災計画」において既存建築物の耐震性の向上と地震による被害の減少を図るための施策を進めているところです。

その後も、平成16年10月に新潟県中越地震の発生、平成17年3月には大地震の発生の可能性の低いとされる福岡県において福岡県西方沖地震が発生するとともに、東海地震、首都直下地震等、甚大な被害をもたらす大地震が切迫していると指摘されているところです。

このため、国は、建築物の耐震改修等については、全国的に取り組むべき「社会全体の国家的な緊急課題」とし、地震による人的被害や経済的被害額を減らすための最も重要な課題と位置付け、緊急かつ最優先で取り組み、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施するため、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」を平成17年に一部改正をしました。その中で、都道府県は耐震診断及び耐震改修の促進を図るために耐震改修促進計画を定めることとされ、市町村においては、都道府県の耐震改修促進計画を勘案し、耐震改修促進計画を定めるよう努めなければならないとされました。

このようなことから、本耐震改修促進計画を定め、千葉県、本市及び市民等が連携を図り、既存建築物の耐震診断及び耐震改修等を、計画的かつ総合的に進めることにより既存建築物の耐震化を促進し、地震による被害の軽減を図り、災害に強い街づくりを進めます。

## 1 計画策定の趣旨

野田市耐震改修促進計画は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」（以下「耐震改修促進法」という。）第5条の規定に基づき策定するものです。

耐震改修促進計画は、耐震改修促進法第4条の規定により定められた「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に沿って、平成27年度を目標に、市有建築物、住宅、特定建築物等の耐震化を促進するための方針、耐震化率の目標値の設定、目標値を達成するための必要な施策等を定めるものです。

市は、現在の厳しい財政状況を考えると目標の達成は非常に困難なことが予想されますが、本耐震改修促進計画に基づき千葉県及び関係団体と相互に連携を図りながら、耐震化を促進するための施策を推進し、市民に耐震診断及び耐震改修等の必要性に関する啓発及び知識の普及を行い、耐震化に関する意識の醸成及び建築物の安全性の向上を図り、地震による建築物の被害を最小限に留め、市民の安全を確保していくこととします。

なお、本耐震改修促進計画において定めた耐震化率の目標については、社会環境の変化等を踏まえ、必要に応じて所要の見直しを行うものとします。

## 2 耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標

### (1) 住宅・建築物の耐震化の必要性

平成7年1月の阪神・淡路大震災では、地震により6,434人の尊い命が奪われました。このうち地震による直接的な死者数は5,502人であり、さらにこの約9割の4,831人が住宅・建築物の倒壊等によるものでした。

また、平成16年10月の新潟県中越地震、平成17年3月の福岡県西方沖地震、平成19年7月の新潟県中越沖地震が発生するとともに、東海地震、東南海・南海地震及び首都圏直下型地震については、発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものになると想定されているなど、大地震はいつどこで発生してもおかしくない状況にあるとの認識が広がっています。

建築物の耐震改修については、中央防災会議で決定された地震防災戦略（平成17年3月）や建築物の耐震化緊急対策方針（平成17年9月）において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させるという目標達成のための最も重要な課題とされ、緊急かつ最優先に取り組むべきものとして位置付けられ、特に切迫性の高い地震については発生までの時間が限られていることから、効果的かつ効率的に建築物の耐震改修等を実施する必要があるとされました。

現在の耐震基準は、「新耐震設計基準」と呼ばれているもので、昭和53年の宮城県沖地震後に耐震設計法が抜本的に見直され、昭和56年5月に大改正されたものです。

この新耐震設計基準の建築物は、阪神・淡路大震災においても被害が少なかったとされており、その耐震基準がおおむね妥当であると考えられています。阪神・淡路大震災の教訓を基に平成7年に耐震改修促進法が施行され、平成17年に法改正されたところです。このため市は耐震改修促進計画を策定し、耐震化を促進することとします。

### (2) 耐震化の現状

#### ①既存建築物棟数（※1）

- ・野田市内の平成18年末時点での既存建築物は、81,020棟です。
- ・昭和56年以前の既存建築物は、32,880棟（うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは42棟）でそのうち、市が所有の公共建築物（以下「市有建築物」という。）は348棟、民間建築物は32,532棟です。
- ・構造別では、木造建築物が28,294棟、非木造建築物が4,586棟です。

表－１ 既存建築物棟数

(単位：棟)

区 分	総 数	うち、昭和５６ 年５月以前の 建築物	内 訳	
			木 造	非木造
市有建築物	730	348	118	230
民間建築物	80,290	32,532	28,176	4,356
合 計	81,020	32,880	28,294	4,586

※１ 民間建築物は平成１９年１月１日現在の固定資産税家屋台帳、市有建築物は平成１８年３月現在の公有財産建物台帳による。

## ②耐震化の現状

## ア 住宅・特定建築物の現状

## (a) 住宅

- ・平成１８年における住宅棟数は、約５６，０００棟（木造戸建住宅：約３２，０００棟、共同住宅その他の建築物：約２４，０００棟）と推測されます。
- ・そのうち、昭和５６年５月以前建築のものは約２０，０００棟（木造戸建住宅：約１２，０００棟、共同住宅その他の建築物：約８，０００棟）と推測されます。
- ・住宅全体の耐震化率は、約６４パーセントです。

表－２ 住宅の耐震化の現状

(単位：棟)

区 分		棟 数	耐震化されて いない建築物 (昭和５６年 ５月以前の建 築物)	耐震化されて いる建築物(昭 和５６年６月 以降の建築物)	耐震化率 (※２)
住 宅	木造戸建 住宅	約３２，０００	約１２，０００	約２０，０００	約６３%
	共同住宅 その他の 建築物	約２４，０００	約８，０００	約１６，０００	約６７%
	合 計	約５６，０００	約２０，０００	約３６，０００	約６４%

※２ 耐震化率とは、建築物棟数全体に対する耐震化されている建築物棟数の割合を指しています。

(b) 特定建築物（※3）

- ・平成18年における特定建築物棟数は、市有建築物は100棟、民間建築物が156棟で、合わせて256棟です。
- ・そのうち、昭和56年5月以前のもものは、市有建築物が53棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは23棟で、耐震化されていない建築物は30棟です。また、民間建築物は53棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは2棟で、耐震化されていない建築物は51棟です。
- ・特定建築物全体の耐震化率は、約68パーセントで、市有建築物が70パーセント、民間建築物が約67パーセントです。

※3 特定建築物：本計画における特定建築物とは、耐震改修促進法第6条第1号及び第2号に掲げる学校、体育館、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホーム等の用途、かつ一定規模等の建築物とする。

表-3 特定建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区 分		棟 数	耐震化されていない建築物 (昭和56年5月以前の建築物)	耐震化されている建築物(昭和56年6月以降の建築物※4)	耐震化率
特 定 建 築 物	市有建築物	100	30	70	70%
	民間建築物	156	51	105	約67%
	合 計	256	81	175	約68%

※4 昭和56年5月以前の建築物の内、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものを含む。

イ 市有建築物

- ・平成18年における市有建築物の総数は730棟であり、そのうち、昭和56年5月以前のもものは348棟、うち、耐震改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは40棟で、耐震化されていない建築物は308棟です。
- ・市有建築物全体の耐震化率は約58パーセントです。
- ・平成18年における防災拠点となる施設及び耐震化を促進する必要がある施設で非木造・2階以上又は200㎡を超える市有建築物の総数は244棟であり、そのうち、昭和56年5月以前のもものは130棟、うち、耐震

改修済建築物及び耐震診断の結果耐震性があると判断したものは40棟で耐震化されていない建築物は90棟です。

- ・防災拠点となる施設及び耐震化を促進する必要がある施設で非木造・2階以上又は200㎡を超える市有建築物全体の耐震化率は約63パーセントです。

表-4 市有建築物の耐震化の現状 (単位：棟)

区 分		棟 数	耐震化されていない建築物 (昭和56年5月以前の建築物)	耐震化されている建築物(昭和56年6月以降の建築物※4)	耐震化率
市有建築物	防災拠点となる施設等 (※5)	244	90	154	約63%
	その他の建築物	486	218	268	約55%
	合 計	730	308	422	約58%

※5 対象施設は、防災拠点となる施設及び耐震化を促進する必要がある施設で非木造・2階以上又は200㎡を超えるもの。

### (3) 耐震改修等の目標の設定

- ・東海地震、東南海・南海地震及び首都直下地震に関する地震防災戦略(中央防災会議決定)において、10年後に死者数及び経済被害額を被害想定から半減させることが目標とされ、改正耐震改修促進法に基づく基本方針で示された目標を踏まえ、住宅及び特定建築物の平成27年度における耐震化率の目標は90パーセントとします。
- ・市有建築物の特定建築物については、平成27年度までに可能な限りすべての施設の耐震改修を行うことを目指します。

### (4) 市有建築物の耐震化

市有建築物の耐震化は、野田市総合計画の実施計画の中で対応することとします。

## 3 耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策

### (1) 基本的な取組方針

市有建築物の耐震化に取り組むとともに、民間建築物については県及び建築関連団体と連携して啓発及び知識の普及を行い、耐震化を促進します。

### (2) 支援策の概要

耐震診断及び耐震改修に対する補助事業により、木造住宅の支援措置を講じます。

建築物の耐震診断及び耐震改修等の必要性、重要性について啓発及び知識の普及に取り組み耐震化の促進を図ります。

(3) 安心して耐震改修できる環境整備

専門技術者の紹介体制の整備を行います。

(4) 地震時の建築物等の安全対策

- ・地震発生時において建築物全体の倒壊だけでなく、付属する看板や外壁ガラス等の落下物防止対策をするよう促します。
- ・ブロック塀の知識の普及に努め、危険なブロック塀の改善を促します。

#### 4 啓発及び知識の普及

(1) 地震ハザードマップ

野田市地域防災計画の液状化危険度判定結果図、地震動予測結果図（資料3）を活用し、啓発及び知識の普及に努めます。

(2) 相談体制の整備・情報提供の充実

建築指導課、建築関連団体に、耐震診断等の仕組みや助成制度等の相談に応じられる体制を整えます。

(3) パンフレットの配布、相談会の開催等

耐震診断等に関するパンフレットの配布や、千葉県と連携をとり一般の方を対象とした無料耐震相談会を行っていきます。

(4) リフォームに合わせた耐震改修の誘導策

リフォームに合わせて耐震改修を行えるよう情報提供し、住宅等の耐震改修の促進を図ります。

(5) 家具の転倒防止策の推進

地震時の家具の転倒による被害防止のため対策事例、対策用品等の情報を広く提供し、家具等の転倒防止対策の推進を図ります。

(6) 自治会等との連携

自治会等と連携の下、建築物の耐震改修の促進を支援します。

#### 5 千葉県（特定行政庁）との連携

千葉県と連携を図りながら耐震改修促進法による指導、助言等を行います。

#### 6 関係団体との連携

千葉県、市及び次の建築関連団体が情報交換を密に行い、連携して耐震診断及び耐震改修等の促進及び普及に取り組んでいきます。

(1) 千葉県建築防災連絡協議会

(2) 千葉県特定行政庁連絡協議会

(3) 千葉県建築設計関連五団体連絡会議

- ・(社) 千葉県建築士会
  - ・(社) 千葉県建築士事務所協会
  - ・千葉県建築家協会
  - ・(社) 日本建築構造技術者協会・千葉
  - ・(社) 千葉県設備設計事務所協会
- (4) 千葉県耐震判定協議会

## 建築物の耐震改修の促進に関する法律（抜粋）

## 第 1 章 総則

## （目的）

第 1 条 この法律は、地震による建築物の倒壊等の被害から国民の生命、身体及び財産を保護するため、建築物の耐震改修の促進のための措置を講ずることにより建築物の地震に対する安全性の向上を図り、もって公共の福祉の確保に資することを目的とする。

## （定義）

第 2 条 この法律において「耐震診断」とは、地震に対する安全性を評価することをいう。

2 この法律において「耐震改修」とは、地震に対する安全性の向上を目的として、増築、改築、修繕若しくは模様替又は敷地の整備をすることをいう。

3 この法律において「所管行政庁」とは、建築主事を置く市町村又は特別区の区域については当該市町村又は特別区の長をいい、その他の市町村又は特別区の区域については都道府県知事をいう。ただし、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 97 条の 2 第 1 項又は第 97 条の 3 第 1 項の規定により建築主事を置く市町村又は特別区の区域内の政令で定める建築物については、都道府県知事とする。

## （国、地方公共団体及び国民の努力義務）

第 3 条 国は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に資する技術に関する研究開発を促進するため、当該技術に関する情報の収集及び提供その他必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るため、資金の融通又はあっせん、資料の提供その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

3 国及び地方公共団体は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する国民の理解と協力を得るため、建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に努めるものとする。

4 国民は、建築物の地震に対する安全性を確保するとともに、その向上を図るよう努めるものとする。

## 第 2 章 基本方針及び都道府県耐震改修促進計画等

(基本方針)

第4条 国土交通大臣は、建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する基本的な事項
- ② 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標の設定に関する事項
- ③ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施について技術上の指針となるべき事項
- ④ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する基本的な事項
- ⑤ 次条第1項に規定する都道府県耐震改修促進計画の策定に関する基本的な事項  
その他建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関する重要事項

3 国土交通大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県耐震改修促進計画等)

第5条 都道府県は、基本方針に基づき、当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画（以下「都道府県耐震改修促進計画」という。）を定めるものとする。

2 都道府県耐震改修促進計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- ① 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- ② 当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための施策に関する事項
- ③ 建築物の地震に対する安全性の向上に関する啓発及び知識の普及に関する事項
- ④ 建築基準法第10条第1項から第3項までの規定による勧告又は命令その他建築物の地震に対する安全性を確保し、又はその向上を図るための措置の実施についての所管行政庁との連携に関する事項
- ⑤ その他当該都道府県の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進に関し必要な事項

3 都道府県は、次の各号に掲げる場合には、前項第2号に掲げる事項に、当該各号に定める事項を記載することができる。

- ① 建築物が地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とすることを防止するため、当該道路にその敷地が接する建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図ることが必要と認められる場合当該耐震診断及び耐震改修の促進を図るべき建築物の敷地に接する道路に関する事項
- ② 特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。）第3条第4号に規定する資格を有する入居者をその全部又は一部について確保することができない特定優良賃貸住宅（特定優良賃貸住宅法第6条に規定する特定優良賃貸住宅をいう。以下同じ。）を活用し、第10条に規定する認定建築物である住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者

(特定優良賃貸住宅法第3条第4号に規定する資格を有する者を除く。以下「特定入居者」という。)に対する仮住居を提供することが必要と認められる場合特定優良賃貸住宅の特定入居者に対する賃貸に関する事項

- ③ 前項第1号の目標を達成するため、当該都道府県の区域内において独立行政法人都市再生機構(以下「機構」という。)又は地方住宅供給公社(以下「公社」という。)による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施が必要と認められる場合機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項
- 4 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画に機構又は公社による建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する事項を記載しようとするときは、当該事項について、あらかじめ、機構又は当該公社及びその設立団体(地方住宅供給公社法(昭和40年法律第124号)第4条第2項に規定する設立団体をいい、当該都道府県を除く。)の長の同意を得なければならない。
- 5 都道府県は、都道府県耐震改修促進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、当該都道府県の区域内の市町村にその写しを送付しなければならない。
- 6 前3項の規定は、都道府県耐震改修促進計画の変更について準用する。
- 7 市町村は、基本方針及び都道府県耐震改修促進計画を勘案して、当該市町村の区域内の建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための計画を定めるよう努めるものとする。
- 8 市町村は、前項の計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

### 第3章 特定建築物に係る措置

(特定建築物の所有者の努力)

第6条 次に掲げる建築物のうち、地震に対する安全性に係る建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定(第8条において「耐震関係規定」という。)に適合しない建築物で同法第3条第2項の規定の適用を受けているもの(以下「特定建築物」という。)の所有者は、当該特定建築物について耐震診断を行い、必要に応じ、当該特定建築物について耐震改修を行うよう努めなければならない。

- ① 学校、体育館、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所、老人ホームその他多数の者が利用する建築物で政令で定めるものであって政令で定める規模以上のもの
- ② 火薬類、石油類その他政令で定める危険物であって政令で定める数量以上のものの貯蔵場又は処理場の用途に供する建築物
- ③ 地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがあるものとして政令で定める建築物であって、その敷地が前条第3項第1号の規定により都道府県耐震改修促進計画に記載された道路に接するもの

(指導及び助言並びに指示等)

第7条 所管行政庁は、特定建築物の耐震診断及び耐震改修の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、特定建築物の耐震診断及び耐震改修について必要な指導及び助言をすることができる。

2 所管行政庁は、次に掲げる特定建築物のうち、地震に対する安全性の向上を図ることが特に必要なものとして政令で定めるものであって政令で定める規模以上のものについて必要な耐震診断及び耐震改修が行われていないと認めるときは、特定建築物の所有者に対し、基本方針のうち第4条第2項第3号の技術上の指針となるべき事項を勘案して、必要な指示をすることができる。

- ① 病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店その他不特定かつ多数の者が利用する特定建築物
- ② 小学校、老人ホームその他地震の際の避難確保上特に配慮を要する者が主として利用する特定建築物
- ③ 前条第2号に掲げる建築物である特定建築物

3 所管行政庁は、前項の規定による指示を受けた特定建築物の所有者が、正当な理由がなく、その指示に従わなかったときは、その旨を公表することができる。

4 所管行政庁は、前2項の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、特定建築物の所有者に対し、特定建築物の地震に対する安全性に係る事項に関し報告させ、又はその職員に、特定建築物、特定建築物の敷地若しくは特定建築物の工事現場に立ち入り、特定建築物、特定建築物の敷地、建築設備、建築材料、書類その他の物件を検査させることができる。

5 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

6 第4項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

#### 第4章 建築物の耐震改修の計画の認定

(計画の認定)

第8条 建築物の耐震改修をしようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、建築物の耐震改修の計画を作成し、所管行政庁の認定を申請することができる。

2 前項の計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- ① 建築物の位置
- ② 建築物の階数、延べ面積、構造方法及び用途
- ③ 建築物の耐震改修の事業の内容
- ④ 建築物の耐震改修の事業に関する資金計画
- ⑤ その他国土交通省令で定める事項

3 所管行政庁は、第1項の申請があった場合において、建築物の耐震改修の計画が次

に掲げる基準に適合すると認めるときは、その旨の認定（以下この章において「計画の認定」という。）をすることができる。

- ① 建築物の耐震改修の事業の内容が耐震関係規定又は地震に対する安全上これに準ずるものとして国土交通大臣が定める基準に適合していること。
- ② 前項第4号の資金計画が建築物の耐震改修の事業を確実に遂行するため適切なものであること。
- ③ 第1項の申請に係る建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定及び耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合せず、かつ、同法第3条第2項の規定の適用を受けているものである場合において、当該建築物又は建築物の部分の増築（柱の径若しくは壁の厚さを増加させ、又は柱若しくは壁のない部分に柱若しくは壁を設けることにより建築物の延べ面積を増加させるものに限る。）、改築（形状の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）を伴わないものに限る。）、大規模の修繕（同法第2条第14号に規定する大規模の修繕をいう。）又は大規模の模様替（同条第15号に規定する大規模の模様替をいう。）をしようとするものであり、かつ、当該工事後も、引き続き当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の同法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなるものであるときは、前2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事後も引き続き、当該建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分が耐震関係規定以外の建築基準法又はこれに基づく命令若しくは条例の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 工事の計画（2以上の工事に分けて耐震改修の工事を行う場合にあつては、それぞれの工事の計画）に係る建築物及び建築物の敷地について、交通上の支障の度、安全上、防火上及び避難上の危険の度並びに衛生上及び市街地の環境の保全上の有害の度が高くないものであること。

- 4 第1項の申請に係る建築物が耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている耐火建築物（同法第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。）である場合において、当該建築物について柱若しくは壁を設け、又は柱若しくははりの模様替をすることにより当該建築物が同法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなるものであるときは、第1号及び第2号に掲げる基準のほか、次に掲げる基準に適合していること。

イ 当該工事が地震に対する安全性の向上を図るため必要と認められるものであり、かつ、当該工事により、当該建築物が建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定に適合しないこととなることがやむを得ないと認められるものであること。

ロ 次に掲げる基準に適合し、防火上及び避難上支障がないと認められるものであること。

(1) 工事の計画に係る柱、壁又ははりの構造が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

(2) 工事の計画に係る柱、壁又ははりに係る火災が発生した場合の通報の方法が国土交通省令で定める防火上の基準に適合していること。

4 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、計画の認定をしようとするときは、所管行政庁は、あらかじめ、建築主事の同意を得なければならない。

5 建築基準法第93条の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認又同法第18条第2項の規定による通知を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について、同法第93条の2の規定は所管行政庁が同法第6条第1項の規定による確認を要する建築物の耐震改修の計画について計画の認定をしようとする場合について準用する。

6 所管行政庁が計画の認定をしたときは、次に掲げる建築物、建築物の敷地又は建築物若しくはその敷地の部分（以下この項において「建築物等」という。）については、建築基準法第3条第3項第3号及び第4号の規定にかかわらず、同条第2項の規定を適用する。

① 耐震関係規定に適合せず、かつ、建築基準法第3条第2項の規定の適用を受けている建築物であって、第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合しているものとして計画の認定を受けたもの

② 計画の認定に係る第3項第3号の建築物等

7 所管行政庁が計画の認定をしたときは、計画の認定に係る第3項第4号の建築物については、建築基準法第27条第1項、第61条又は第62条第1項の規定は、適用しない。

8 第1項の申請に係る建築物の耐震改修の計画が建築基準法第6条第1項の規定による確認又は同法第18条第2項の規定による通知を要するものである場合において、所管行政庁が計画の認定をしたときは、同法第6条第1項又は第18条第3項の規定による確認済証の交付があったものとみなす。この場合において、所管行政庁は、その旨を建築主事に通知するものとする。

(計画の変更)

第9条 計画の認定を受けた者（第13条第1項及び第3項を除き、以下「認定事業者」という。）は、当該計画の認定を受けた計画の変更（国土交通省令で定める軽微な変更を除く。）をしようとするときは、所管行政庁の認定を受けなければならない。

2 前条の規定は、前項の場合について準用する。

(報告の徴収)

第10条 所管行政庁は、認定事業者に対し、計画の認定を受けた計画（前条第1項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。次条において同じ。）に

係る建築物（以下「認定建築物」という。）の耐震改修の状況について報告を求めることができる。

（改善命令）

第 11 条 所管行政庁は、認定事業者が計画の認定を受けた計画に従って認定建築物の耐震改修を行っていないと認めるときは、当該認定事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

（計画の認定の取消し）

第 12 条 所管行政庁は、認定事業者が前条の規定による処分に違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

## 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令（抜粋）

（都道府県知事が所管行政庁となる建築物）

第1条 建築物の耐震改修の促進に関する法律（以下「法」という。）第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法（昭和25年法律第201号）第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村の区域内のものは、同法第6条第1項第4号に掲げる建築物（その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都道府県知事の許可を必要とするものを除く。）以外の建築物とする。

2 法第2条第3項ただし書の政令で定める建築物のうち建築基準法第97条の3第1項の規定により建築主事を置く特別区の区域内のものは、次に掲げる建築物（第2号に掲げる建築物であっては、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の2第1項の規定により同号に規定する処分に関する事務を特別区が処理することとされた場合における当該建築物を除く。）とする。

- ① 延べ面積（建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第2条第1項第4号に規定する延べ面積をいう。）が1万平方メートルを超える建築物
- ② その新築、改築、増築、移転又は用途の変更に関して、建築基準法第51条（同法第87条第2項及び第3項において準用する場合を含む。）（市町村都市計画審議会が置かれている特別区にあつては、卸売市場、と畜場及び産業廃棄物処理施設に係る部分に限る。）並びに同法以外の法律並びにこれに基づく命令及び条例の規定により都知事の許可を必要とする建築物

（多数の者が利用する特定建築物の要件）

第2条 法第6条第1号の政令で定める建築物は、次に掲げるものとする。

- ① ボーリング場、スケート場、水泳場その他これらに類する運動施設
- ② 診療所
- ③ 映画館又は演芸場
- ④ 公会堂
- ⑤ 卸売市場又はマーケットその他の物品販売業を営む店舗
- ⑥ ホテル又は旅館
- ⑦ 賃貸住宅（共同住宅に限る。）、寄宿舎又は下宿
- ⑧ 老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
- ⑨ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの

- ⑩ 博物館、美術館又は図書館
  - ⑪ 遊技場
  - ⑫ 公衆浴場
  - ⑬ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類する
  - ⑭ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - ⑮ 工場
  - ⑯ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅館の乗降又は待合いの用に供するもの
  - ⑰ 自動車車庫その他の自動車又は自転車又は自転車の停留又は駐車のための施設
  - ⑱ 保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
- 2 法第6条第1号の政令で定める規模は、次の各号に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- ① 幼稚園又は保育所 階数が2で、かつ、床面積の合計が500平方メートルのもの
  - ② 小学校、中学校、中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校（以下「小学校等」という。）、老人ホーム又は前項第8号若しくは第9号に掲げる建築物（保育所を除く。）階数が2で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
  - ③ 学校（幼稚園及び小学校等を除く。）、病院、劇場、観覧場、集会場、展示場、百貨店、事務所又は前項第1号から第7号まで若しくは第10号から第18号までに掲げる建築物 階数が3で、かつ、床面積の合計が1000平方メートルのもの
  - ④ 体育館 床面積の合計が1000平方メートルのもの

（危険物の貯蔵場等の用途に供する特定建築物の要件）

第3条 法第6条第2号の政令で定める危険物は、次に掲げるものとする。

- ① 消防法（昭和23年法律第186号）第2条第7項に規定する危険物（石油類を除く。）
  - ② 危険物の規制に関する政令（昭和34年政令第306号）別表第4備考第6号に規定する可燃性固体類又は同表備考第8号に規定する可燃性液体類
  - ③ マッチ
  - ④ 可燃性のガス（次号及び第6号に掲げるものを除く。）
  - ⑤ 圧縮ガス
  - ⑥ 液化ガス
  - ⑦ 毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条第1項に規定する毒物又は同条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。）
- 2 法第6条第2号の政令で定める数量は、次の各号に掲げる危険物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める数量（第6号及び第7号に掲げる危険物にあっては、温度が零度で圧力が1気圧の状態における数量とする。）とする。

- ① 火薬類 次に掲げる火薬類の区分に応じ、それぞれに定める数量
    - イ 火薬 10トン
    - ロ 爆薬 5トン
    - ハ 工業雷管若しくは電気雷管又は信号雷管 50万個
    - ニ 銃用雷管 500万個
    - ホ 実包若しくは空包、信管若しくは火管又は電気導火線 5万個
    - ヘ 導爆線又は導火線 500キロメートル
    - ト 信号炎管若しくは信号火箭又は煙火 2トン
    - チ その他の火薬又は爆薬を使用した火工品 当該火工品の原料となる火薬又は爆薬の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める数量
  - ② 消防法第2条第7項に規定する危険物 危険物の規制に関する政令別表第3の類別の欄に掲げる類、品名の欄に掲げる品名及び性質の欄に掲げる性状に応じ、それぞれ同表の指定数量の欄に定める数量の10倍の数量
  - ③ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第6号に規定する可燃性固定類 30トン
  - ④ 危険物の規制に関する政令別表第4備考第8号に規定する可燃性液体類 20立方メートル
  - ⑤ マッチ 300マッチトン
  - ⑥ 可燃性のガス（次号及び第8号に掲げるものを除く。） 2万立方メートル
  - ⑦ 圧縮ガス 20万立方メートル
  - ⑧ 液化ガス 2000トン
  - ⑨ 毒物及び劇物取締法第2条第1項に規定する毒物（液体又は気体のものに限る。） 20トン
  - ⑩ 毒物及び劇物取締法第2条第2項に規定する劇物（液体又は気体のものに限る。） 200トン
- 3 前項各号に掲げる危険物の2種類以上を貯蔵し、又は処理しようとする場合においては、同項各号に定める数量は、貯蔵し、又は処理しようとする同項各号に掲げる危険物の数量の数値をそれぞれ当該各号に定める数量の数値で除し、それらの商を加えた数値が1である場合の数量とする。

（多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある特定建築物の要件）

第4条 法第6条第3号の政令で定める建築物は、そのいずれかの部分の高さが、当該部分から前面道路の境界線までの水平距離に、次の各号に掲げる当該前面道路の幅員に応じ、それぞれ当該各号に定める距離を加えたものを超える建築物とする。

- ① 12メートル以下の場合 6メートル
- ② 12メートルを超える場合 前面道路の幅員の2分の1に相当する距離

（所管行政庁による指示の対象となる特定建築物の要件）

第5条 法第7条第2項の政令で定める特定建築物は、次に掲げるものとする。

- ① 体育館（一般公共の用に供されるものに限る。）、ボーリング場、スケート場、水

泳場その他これらに類する運動施設

- ② 病院又は診療所
  - ③ 劇場、観覧場、映画館又は演芸場
  - ④ 集会場又は公会堂
  - ⑤ 展示場
  - ⑥ 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗
  - ⑦ ホテル又は旅館
  - ⑧ 老人福祉センター、児童厚生施設、身体障害者福祉センターその他これらに類するもの
  - ⑨ 博物館、美術館又は図書館
  - ⑩ 遊技場
  - ⑪ 公衆浴場
  - ⑫ 飲食店、キャバレー、料理店、ナイトクラブ、ダンスホールその他これらに類するもの
  - ⑬ 理髪店、質屋、貸衣装屋、銀行その他これらに類するサービス業を営む店舗
  - ⑭ 車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場を構成する建築物で旅客の乗降又は待合いの用に供するもの
  - ⑮ 自動車車庫その他の自動車又は自転車の停留又は駐車のための施設で、一般公共の用に供されるもの
  - ⑯ 郵便局、保健所、税務署その他これらに類する公益上必要な建築物
  - ⑰ 幼稚園又は小学校等
  - ⑱ 老人ホーム、老人短期入所施設、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの
  - ⑲ 法第7条第2項第3号に掲げる特定建築物
- 2 法第7条第2項の政令で定める規模は、次に掲げる特定建築物の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものとする。
- ① 前項第1号から第16号まで又は第18号に掲げる特定建築物（保育所を除く。）  
床面積の合計が2000平方メートルのもの
  - ② 幼稚園又は保育所 床面積の合計が750平方メートルのもの
  - ③ 小学校等 床面積の合計が1500平方メートルのもの
  - ④ 前項第19号に掲げる特定建築物 床面積の合計が500平方メートルのもの

（報告及び立入検査）

- 第6条 所管行政庁は、法第7条第4号の規定により、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のものの所有者に対し、当該特定建築物につき、当該特定建築物の設計及び施工に係る事項のうち地震に対する安全性に係るもの並びに当該特定建築物の耐震診断及び耐震改修の状況に関し報告させることができる。
- 2 所管行政庁は、法第7条第4項の規定により、その職員に、前条第1項の特定建築物で同条第2項に規定する規模以上のもの、当該特定建築物の敷地又は当該特定建築物の工事現場に立ち入り、当該特定建築物並びに当該特定建築物の敷地、建築設備、

建築材料及び設計図書その他の関係書類を検査させることができる。

(独立行政法人都市再生機構の業務の特例の対象となる建築物)

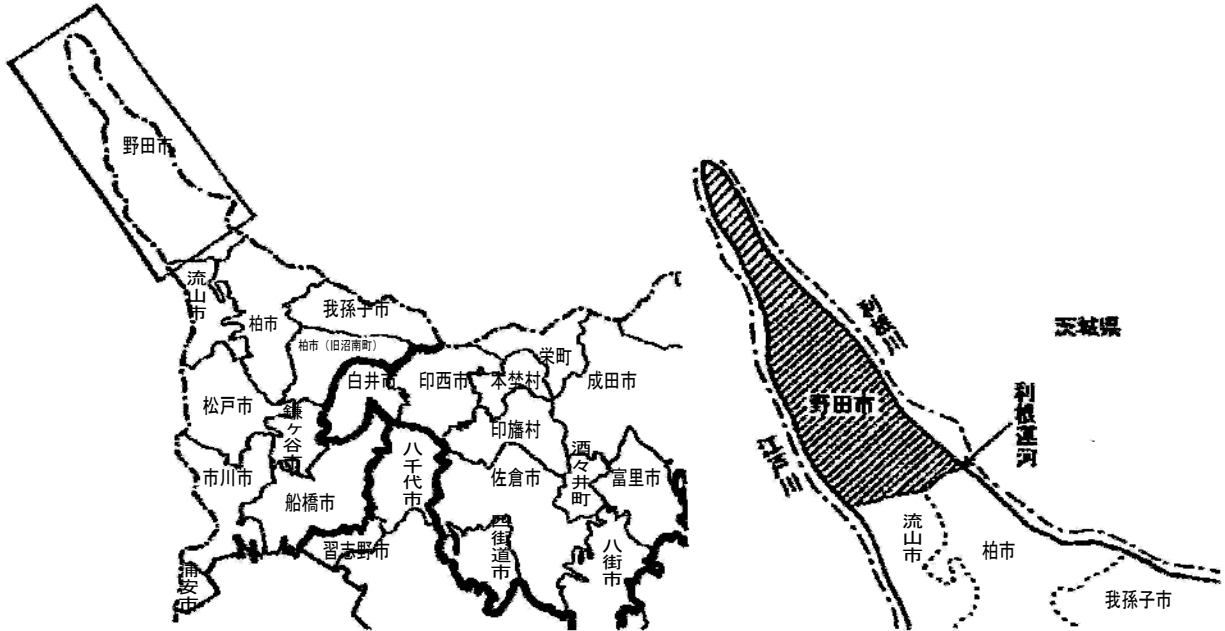
第7条 法第14条の政令で定める建築物は、独立行政法人都市再生機構法（平成15年法律第100号）第11条第3項第2号の住宅（共同住宅又は長屋に限る。）又は同項第4号の施設である建築物とする。

地震編

想定震源位置図

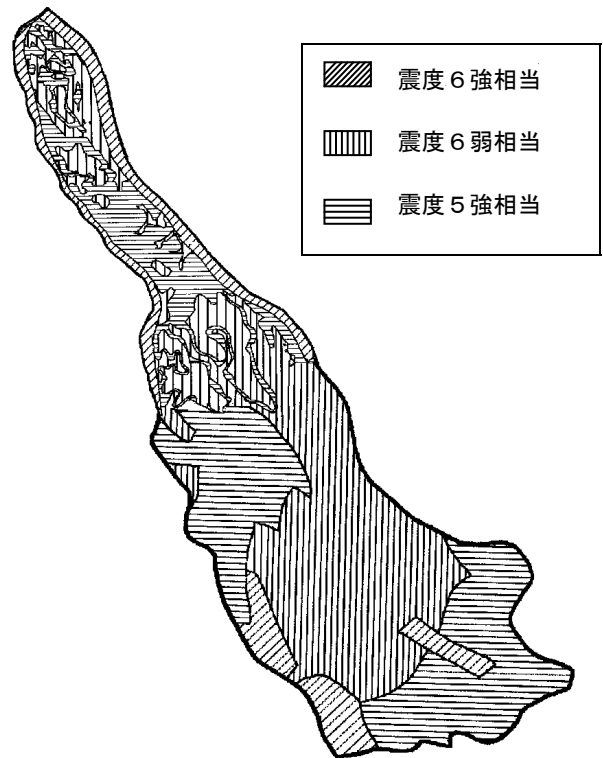
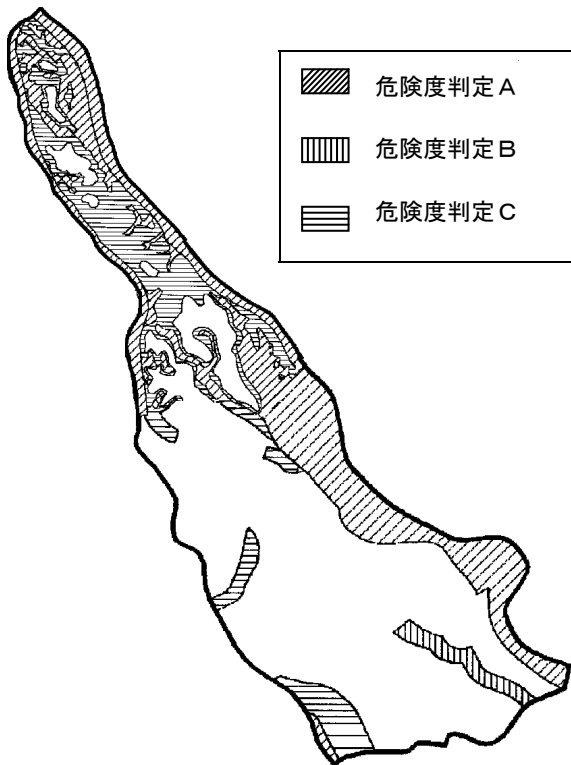
県北西部

野田市域図



液状化危険度判定結果図

地震動予測結果図



野田市地域防災計画

平成18年度修正版より

(市町村名は現在名称に修正)